

議會制定法にみるジャコバイト所領接收政策

——一七四五年叛乱平定政策の一特質——

菊池壯蔵

一 はじめに

二 一七一五年叛乱の没収所領処置

三 一七四五年叛乱の没収所領処置

四 おわりに

一 はじめに

スコットランドにおける一連のジャコバイト Jacobite の蜂起⁽¹⁾は、一七四六年四月、インヴァネスの東方約五マイルにあるカロデンの原 Culloden Moor における戦闘を最後に、軍事的にはほぼ完全に鎮圧された。この四五五年の叛乱を率いた若き僭称者 Young Pretender チャールズ・エドワードは、その直後から約五カ月間にわたる高地地方の逃亡を経てフランスへ脱出し、失意のうちに一七八八年イタリヤで没する。この事件は、現在でもなお、「四五年」The Forty-Five としう固有名詞とともに、ある種のロマンをもつて語り継がれ、スコットランドの民

議會制定法にみるジャコバイト所領接收政策

族的心情にとつて、ロバート・ブルースやメアリー・ステュアートの物語と並ぶ原風景的存在である。

もとより、ジャコバイト運動それ自体は、スコットランドに独自のものというわけではなく、イングランドやアイルランドにも存在していたものである。⁽²⁾この運動は、ステュアート王政の復活を目的としていたという限りに於いて、明らかにイギリス革命「名譽革命」体制に対する旧体制側の反革命の動きであった。ところが他方、そのようなものとして機能した一連の叛乱も、ことスコットランド内部においては、より一層複雑な利害状況を孕みながら噴出していったのである。それは、政治、社会経済、宗教、民族感情、氏族 Clans 間の盟約・抗争、など極めて多くの要素を抱えていたのである。⁽³⁾

ところで、このジャコバイトの叛乱が、スコットランド経済史のなかに持つ意味は、通例、次のように理解されているとい

つてよい。

「ジャコバイトの反乱はスコットランド経済史上の重要な指標の一つでもあって、この国〔スコットランド〕の原始蓄積から産業革命への急進展は、反乱の鎮圧による政治的安定のうえに実現したものであった。⁽⁴⁾」

もちろん、単に、「政治的安定」がありさえすれば、経済が自ずから急展開するわけではあるまい。だが、スコットランド経済は、性格をやや異にするとはいへ、すでに、ピューリタン革命の動乱が一段落した相対的な「政治的安定」期、王政復古期にもある程度の進展をみせていた。⁽⁵⁾この動きは、スコットランドにおけるステュアート王家の廢位（一六八九年）とともに、新たな段階に突入し、イングリランドとの競合によって坐折、「合邦」によって新たな条件のもとで再生する、という流れを持つている。このような前提条件のもとでの「政治的安定」こそが、スコットランド経済の潜在能力を解き放つたと考えなければならぬ。⁽⁷⁾

だが、そこで看過してはならないのは、この「四五年」の直後から行なわれたジャコバイト平定政策の内容である。この政策は、それ自体の内に、スコットランド内部の相対的後進地域——とりわけ高地地方——の経済発展を助成するモメントを含んでいたからである。四五年の叛乱は、一時、ロンドンの北西約一二〇マイルのダービーにまで侵攻し、ロンドンを恐慌状態に陥れた事実を持つだけに、その鎮圧・平定は、異常なほど徹

底したものであった。この政策は、やがて明らかにするよう、単なる反体制勢力の武装解除だけにとどまることなく、さらに進んで、そうした勢力の社会経済的基盤とみなされたいっさいの諸制度を解体するところまで及んでいた。

本稿の目的は、このようなスコットランド・ジャコバイト勢力に対する平定政策の特質を、叛乱鎮圧直後から継起的に打ち出されてゆく一連の議會制定法に即した形で素描することにある⁽⁹⁾。本稿の主たる関心は、四五年蜂起以降の政策にあるが、その特質をより鮮明に把握するために、さしあたり、一五年の叛乱の処理が対比されることになる。

(1) Jacobiteの名称は、名譽革命によって英国を追われたジェイムズ二世(スコットランド国王としては七世)、Jamesのラテン語形 Jacobus によるものである。英国史のなかでは、通例、名譽革命の際にステュアート側についた勢力とその流れをくんだ反体制勢力の総称である。

(2) 例えば、四五年の叛乱に呼応した動きとして、伝統的に(?) 保守の牙城であったオックスフォード大学で、叛乱支持のデモが行なわれたということである。(大河内一男編『国富論研究』Ⅱ 筑摩書房、一九七二年、第三部座談会、一九三頁、田添発言) アイルランドには宗教的にもジェイムズの心強い味方が多かった。彼は、イングリランド議會によって廢位を宣言された後の一六八九年だけでも、数人に「授爵」している。cf. V. Gibbs ed., *The Complete Peerage*, vol. 1, London, 1910. Appendix F. Jacobite Peetrages. pp. 480-88.

(3) E. Gregeen, *The Changing Role of the House of Argyll*, in N. T. Philloson and R. Mitchison eds., *Scotland in the Age of Improvement*, Edinburgh, 1970. p. 6. R. Mitchison, *The Government and the Highlands*, in *ibid.* p. 25. また G. P. Insh, *The Scottish Jacobite Movement, a Study in Economic and Social Forces*. Edinburgh, 1952. における論点に、スコットランドのジャコバイト運動が、中央低地方を中心とする新しい商工業的文明に対する、高地地方の伝統的文明およびそれに結びついた北部低地方のヒビスマル派の文明とによる対抗として把握するもので興味深い。

なお、スコットランドのジャコバイトをこのような文化的な視野のなかで把握すべきことをその限りでは正當に指摘したものととして、田添京二「十八世紀末における経済学の体系化とスコットランド」『商学論集』(福島大学)第四一卷第五号、一九七三年、および、川島信義「ステュアート『経済学原理』と一八世紀のスコットランド(一)」『経済学論集』(西南大学)第八巻第二号、一九七三年がある。ただし、いわゆる「スコットランド文芸復興」に対するジャコバイト人士の貢献が、直ちに、スコットランドの社会経済的發展に対する貢献に結びつくわけではない。後世代のサー・ウォルター・スコットのジャコバイトの心情も、ロマン主義のなかで評価されるのである。

(4) 小林昇『小林昇経済学史著作集』V 未来社、一九七七年、A 総説、二三頁。

(5) 拙稿「合邦」期スコットランドの産業構造(下)、『立教経済学論叢』第一八号、一九八一年。T. C. Smout, *Scottish Trade on*

議、会制定法にみるジャコバイト所領接收政策

the Eve of Union. Edinburgh, 1964. pp. 239-44. なおを参照。王政復古期以降、とりわけ「立憲革命」前後のスコットランドにおける経済状況をその指標としての合本企業の誕生について、W. R. Scott, *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint Stock Companies to 1720*. 3 vols., Cambridge, 1910-12. (vol. 3. Division IX. Companies and Partnerships, Chiefly for Manufactures, in Scotland. pp. 123-198.) が参照されるべきである。

(6) Scott, *ibid.* この段階の評価については、これまであまり注意されてきていない。スコットランドの研究史でもそれは示唆されているが、総体的には凶作とタリエン計画の失敗という後退局面が強調されるにとどまっている。

(7) 前掲拙稿。

(8) F・ヘルスナー『経済恐慌—その理論と歴史—』(千葉秀雄訳)大月書店、一九五五年、二〇六頁。

(9) 本稿で使用する議会制定法は、*Statutes at Large* に収録されているものであるが、その利用については、東京大学法学部附属外国法文献センターおよび同大学図書館複写室の便宜を受けた。

二 一七一五年叛乱の没収所領処置

ジョージ一世治世第一年(一七一五年)、叛乱が鎮圧されると、イングリランドおよびスコットランドの蜂起関与者の権能剝奪 attainder が行なわれ、五〇におよぶ所領(動産を含む)の没収、国王への帰属が定められた。⁽¹⁰⁾

「所定の叛逆者、およびカトリックの教徒の所領、ならびに迷信的な慣習のもとにある所領を、それから個別的に集められる金を公共の利益に使うことを目的として、調査する委員を任命する法」(1 Geo. I. stat. 2. c. 50)

は、まず、二三人の人物を委員に任命する。サー・リチャード・ステイル(騎士爵)⁽¹¹⁾、ジョージ・グレゴリー、サー・トマス・ヘイルズ(準男爵)、ヘンリー・カニングラム、デニス・ポンド、ジョン・パーチ(訟定弁護士)、サー・ジョン・アイルズ(準男爵)の七名がイングランド駐在代表を構成し、他方、リチャード・グランタム、ジョージ・トレヴィイ、アーサー・イングラム、サー・ヘンリー・ホウトン(準男爵)、パトリック・ホールデン⁽¹³⁾、ロバート・モンロー、の六名がスコットランド駐在代表を構成した。

この委員会は、当初からいくつかの障害に悩まされた。没収所領は、國王に帰属することになっていたために、財務裁判所 Court of Exchequer が、委員会を差し置いて没収所領の管財権を主張した。また、没収は動産にも適用されていたが、没収所領に対する債権者たちは、委員会がそれを占有する以前に、ときには査定すら行なわないうちに、差し押えの訴えを高等民事裁判所 Court of Session に起していた。不動産の多くも差し押えが行なわれ、その代理人の多くは、権能剝奪者の親戚筋か、ジャコバイトの支持者であった。そのままでは、長期の法廷闘争が予想された。スコットランドの接收所領の査定では、イ

ングランド人委員には理解し難い事態——農地の地代が物納だつた⁽¹⁴⁾——に遭遇する。スコットランド人査定官が任命されたが、目のとどかない所で贈賄が生じた。この査定は、ほぼ四年を費してやっと完成する。

一七一七年、こうした状況をいささかでも改善するために立法が行なわれる。

「大ブリテンおよびアイルランドの没収所領を信託し、公共の利益のために売却すること、ならびに、債務支払請求を確定し正当な債権者を救済すること、ならびに売却されるまで当該所領の地代および利益 profits をより効果的に財務府に納入すること、を目的とする法」(4 Geo. I. c. 8)

がそれである。この法によって委員会は、帰属する没収所領を、一七一八年三月二五日以降競売に付し得る権限を与えられた。ただし、購買者は、プロテスタントに限られ、売却代金は、所領債務を差し引き財務府へ納入されることとされた。この売却金のなから、二万ポンドが、スコットランド高地地方へ学校を建てる資金に充当されることになっており、さらに残った部分が、公債の償還資金に回されることになっていた。

このような処置が、それほど順調に進行しなかったことは、没収所領に対する債務支払請求の保証措置が、再三再四にわたる立法によって延長されたことをみても明らかである。請求の確定は略式で行なわれ、上告も認められていたが、その数は相当の量であった。一七一七年には権利保証期日を、翌一九年の

表1 1715年スコットランド没収所領地査定表

No.		£	s.	d.
1.	Wintoun,	3,393	0	11 ⁵ / ₁₂
2.	Southesque,	3,271	10	2 ¹ / ₂
3.	Linlithgow,	1,296	4	4 ³ / ₈
4.	Keir,	907	19	1 ³ / ₈
5.	Panmure,	3,456	11	10 ¹ / ₂
6.	Wedderburn,	213	0	10 ¹ / ₂
7.	Ayton,	323	10	5 ⁵ / ₁₂
8.	Kilsyth,	864	19	7 ⁷ / ₁₂
9.	Bannockburn,	411	14	9 ⁵ / ₁₂
10.	East Reston,	137	9	10 ³ / ₈
11.	Marr,	1,678	5	8 ³ / ₄
12.	Invernitie,	361	12	1 ¹ / ₂
13.	Auchintowel,	347	6	5
14.	Pow-House,	377	9	6 ³ / ₈
15.	Nutthill,	72	17	10 ³ / ₈
16.	Bowhill,	27	14	7 ³ / ₈
17.	Lathrisk,	208	3	9
18.	B. Glenbervy,	75	12	10
19.	Preston Hall,	230	17	11 ¹ / ₂
20.	Wood End,	83	6	4
21.	Fairney,	153	8	7 ³ / ₈
22.	Master of Nairn,	60	9	3 ³ / ₈
23.	Dunboog,	170	6	6 ¹ / ₂
24.	Earl Marischall,	1,676	6	0 ¹ / ₂
25.	Kilconquhar,	287	8	9 ¹ / ₄
26.	Lord Nairn,	740	10	3 ³ / ₈
27.	Fingask,	537	19	2 ³ / ₄
28.	Cromlix,	451	0	4
29.	Nithisdale,	809	19	7 ¹ / ₂
30.	Inneray,	281	11	1 ¹ / ₂
31.	Kenmure,	608	10	9 ⁵ / ₁₂
32.	Drummond,	2,566	9	6 ⁷ / ₁₂
33.	Burleigh,	697	10	7 ³ / ₈
34.	Scotstown,	110	5	3
35.	Duntroon,	54	4	9 ¹ / ₂
36.	Lagg,	424	15	0
37.	Carnwath,	864	8	11
38.	Baldoon,	1,495	12	10 ¹ / ₄
	Total,	29,694	6	8

三月二十五日(上告は同六月二十四日)まで延期したが、その際、「……上記没収所領に対して行なわれる債務支払い請求は極めて多数であるから、上記一七一九年三月二十五日当日には、そのうちの多くのものが受け付けられず、確定もされないこととなるであろう。」(5 Geo. I. c. 22)とわざわざ断わっているほどであった。だがこれでもなお、さばき切れず、一七二〇年には、この期限が、一七二二年六月二十四日まで延長され、さらにスコットランドに関しては一七二四年三月二十六日(上告は同四月二十九日)まで延長された。(7 Geo.

I. stat. I. c. 22) このような困難な状況のもとで進められた没収所領の売却政策において、委員会がなによりも頭を悩ませねばならなかったことは、実は、買手手の問題であった。一七一五年の叛乱によって没収されたスコットランドの所領のうち、委員会によって査定された三八箇所の所領における貨幣換算された年額地代総計は、二万九千九百四十六シリング八ペンスである。その内わけを示せば、表1のようになる。地代二〇年分をその土地の評価額と仮定すれば、これらの総額は、およそ五十九万四〇〇〇

○ポンドほどであるが、この金額は、当時のスコットランドに
とっては、かなり大きいものだった。というのも、世紀初頭の
段階で、一般には、スコットランドの流動資本は、ほぼ八〇万
ポンドと見積られ、その約半分が、かのグリーン計画の株に
投資されていたと考えられているからである。したがって、売
却が競売によって行なわれるにしても、それによって、有利な
価格が保証されるという見通しは立ち難かつたのである。場合
によっては、権能剝奪者の親戚筋がその代理人が、価値以下で
買い戻してしまふ可能性すらあつた。

一方、当時のイングランドには、投資の機会を求める資金が
充分存在した。そのことは、一七二〇年の有名な「南海の泡
沫」に至る一連の投機熱をみても推定可能であろう。しかし、
一般のイングランド人が、個人的に、はるか北辺のスコットラ
ンド所領——しかも、叛乱の根であつた——を購入するはずも
なかつた。

一七一九年一〇月、委員会が前記のスコットランド没収所領
の競売を開始する。と、ロバート・ハケットおよびジョン・ウィ
ッカーという人物が、旧ウイントン伯爵所領（後出表2参照）を
五万三〇〇ポンドで、旧キルサイス子爵所領を一万六〇〇〇ポ
ンドで、旧バンミア伯爵所領（後出表3参照）を、（伯爵夫人と
せりあつたあげくに）六万四〇〇ポンドで、買ってしまつたの
である。さらに、せり落した最初の購買者から、イースト・レ
ストンの所領を二三四ポンドで買いつけたのである。四つ

所領の購入に、彼らは、一二万九〇六四ポンドという値をつけ
たのである。彼らは、ロンドンにある「ヨーク・ビルディング
会社」から派遣された代理人であつた。

この「ヨーク・ビルディング会社」は、元来、ロンドンのウ
ェストミンスター周辺の住民に水を供給するために設立され
た、合本企業であつた。現在のチャリング・クロス駅のすぐ東
側に、ヨーク大主教のロンドン邸宅として建てられたヨーク・
ハウスがあつたが、そこにテムズ河の水を汲み上げる設備をこ
しらえ、木管で住民に給水する特権が与えられた。一六六五年
および七五年の開封勅許状でそれらの権限を認められていた、
ラルフ・バックナルとラルフ・ウェインは、一六九一年に、この
事業を法人化する。様々な経緯の後、当時の「天才的」投機家
ケイス・ピリングスレイが、この会社の全株式を、五人の仲間
と共に、七〇〇〇ポンドで買ひ占めた。一七一九年三月のこと
である。彼は、会社の勅許状に、パートナーが土地を購入する
権限を持つことが記されていることに着目し、この権限を利用
した。一七一九年一〇月、会社は、「大ブリテンの没収所領地
を購入するため」一二〇万ポンドの株式を発行し、基金を募集
する。その資産をもとに、生涯年金と生命保険を保証しようと
いう企画だつた。株は売れ、その年の末までに、追加募集を含
め一二五万九七五ポンドが集まっている。株価は、折からの
投機熱で上昇し、額面一〇ポンドが三〇五ポンドまではねあが
つていた。

前述の所領の他に、「ヨーク・ビルディング会社」は、一七二〇年三月三〇日、イングランドの没收所領であるノーザムバーランドの旧ウィドリントン卿の所領を、五万七二〇二ポンドで購入した。この所領は、委員会の査定によれば、年額地代一五五八ポンド一四シリング二ペンスであったが、付帯債務償却分を差し引くと、それは、わずか一二五ポンド一七シリング八ペンスというものであった。⁽²³⁾この所領の競売条件は、委員会によって次のように定められていた。購入者は、一七二〇年六月二四日までに、購入額の $\frac{1}{3}$ を国庫に納め、残金は、競売の日(三月三〇日)から納金の日までの利子(年利五%)を上乗せしたうえ、九月二九日までに払い込む、と。ロンドンのクリスチャン・コールは、会社の代理人として、六月二五日、ウェストミンスター⁽²⁴⁾の財務府に一万一五五六ポンド一シリング六ペンスを払い込んだ。⁽²⁵⁾だが、そこまでであった。

一七二〇年六月二四日は、「南海会社」の株価が一〇五〇%に達し、頂点を極めた日であった。八月の中旬までは、その株価も、なんとか九〇〇%の大台を維持していたものの、まさしく九月二九日には一七〇%台に転落している。「ヨーク・ビルディング会社」の株価は、この値動きに対し、多少のタイムラグを持ってはいたが、それでも八月中旬に二九〇ポンド台だった株価は、一カ月のうちに四〇から五〇ポンド台に下落し、一〇月中旬には一七ポンド、そしてまもなく売却不能になってしまったのである。⁽²⁶⁾ピリングスレイは、この窮地を、富くじの発

議會制定法にみるジャコバイト所領接收政策

行で切りぬけようとしたが、巷は同じような試みにあふれていた。

クリスチャン・コールは、残金支払いの請求を財務府から受け、売却をキャンセルすると威されていた。なんとか言いつこう手紙が、財務府あてに出されているが、結局、残金は未払いであった。⁽²⁷⁾購入所領が抱えていた製塩場や鉱山を稼働させる試みも、損失を増大させただけであった。借地人達も、かつての主人の方に忠誠心を持ち続け、よそ者の新しい地主に対しては、まったく非協力的であった。⁽²⁸⁾

こうして、売却されたはずの所領も、その代金支払いは滞ることになった。だが、一七二六年になってもなお、没收所領の一部は買い手がみつからず、債務支払い請求の確定が完了していない所領すら残っていたのである。ついに、この年、これらの経過を総括する法が制定される。

「スコットランドと称する大ブリテンの一部にある没收所領で、売れ残っており、また国王に帰属しているものを売却すること、並びに、上記所領に対し正当に申請されていた債務支払請求で、未確定のものを確定すること、を目的とする法」(13 Geo. I. c. 28)

は、それまでの所領没收に関して制定されてきた法を纏々述べたうえで、これらの決定が法の定めた期日になってもなお完了していないことを指摘し、次のように続ける。

「……従って、……以下定める。スコットランドの財務裁判

所の判事 *Barons of his Majesty's Court of Exchequer* 三名を定足数として、これより以後、上記没収所領を最も高く入札した者に売却する権限を与えられ、その実施が要求される。全判事は、上記「没収所領管財」委員会すなわち受託委員が定められたのと同じ規範に従って、同様のやり方で活動し、上記所領が売却されるまでの地代および利益 *profits* を、売却された時にはその収益を、上記委員会すなわち受託委員が充当するべく義務づけられ定められていたのと同様の方法で、充当すること。……」

スコットランドにおける没収所領の管財権は、こうして、以後、財務裁判所の手に移ったのである。裁判所は没収所領の購買者で支払いの滞っている者を召喚しかつ罰する権限を与えられた。⁽²⁶⁾

だが、この措置もまただちに成果をあげ得なかった。さらに二年後の一七二八年、ジョージ二世の治世になって早々、*13 Geo. I. c. 28* を「釈明 explain し修正する法」(*1 Geo. II. c. 21*) が再提出される。この法は、債務支払い請求に対するスコットランド上告審の裁定者を五名任命し、没収所領に対する金銭的請求に対しては債券 *debtenture* を発行することを定めている。そして、続く一七二九年になって、再び、この *1 Geo. II. c. 21* から「生ずる疑念や障害を除去する法」(*2 Geo. II. c. 33*) が提出され、再度売れ残っているスコットランド没収所領の売却および債務確定を促すのである。

このようにみてくるならば、一七一五年叛乱の没収所領の処理は、基本的には公共の福利を目的としつつ、没収所領の売却とその売りあげ金の当該目的への充当という路線で企画されていたが、結局のところ、債務返済と購買者の確保という点で、期待された結果を直ちにもたらすことができなかつた、と言いうるであらう。⁽²⁷⁾

(10) 所領没収の対象者は、一七一五年六月二九日から一七一六年六月一日までの期間に、反逆罪により権能剥奪された者である。なお、同時に、反逆者、権能剥奪者の世襲裁判権、および各種の軍事的指揮権等の公権が剥奪されている点は注意を要する。ハノーヴァー側についたスコットランド貴族・族長のそれは、この時点では廃止の対象になつていないのである。

(11) アイルランド生まれの文人。筆名は、アイザック・ピッカースタッフ。一七一二年『スペクテイター』紙を発刊している。
『岩波 西洋人名辞典(増補版)』(岩波書店) 一九八一年、七三六頁。

(12) 彼は、一七一八年に委員としての職務を解かれ、チャールズ・ロンが代りの委員に任命される (*5 Geo. I. c. 23*)。なお同法は、無断で三週間以上委員会を欠席した委員の年間報酬を半額(五〇〇ポンド)に削る旨を定めている。

(13) 彼は一六八六年、グレンイーグルズ *Glenagles* で生まれ、レイン大学に学んだ後過激なジャコバイトとしてスコットランドに帰国、セント・アンドルーズ大学で歴史学教授となる。その後セント・アンドルーズ市長を経て、同市選出の国会議員 *M.P.* となり、

表2 旧ウィントン伯所領「地代」構成表 (1716)

		£	s.	d.
Money,	Rent payable in Money,	266	7	9 $\frac{3}{4}$
Wheat,	{ 1683 Bolls, 2 Furlets, 2 Pecks, 3 Lippies $\frac{4}{15}$ } at 10s. 5d. per Boll,	876	18	4
Barley,	{ 1957 Bolls, 2 Furlets, 2 Pecks, 1 Lippie $\frac{9}{15}$ } at ditto per Boll,	1,019	12	2
Oats,	{ 318 Bolls, 3 Furlets, 3 Pecks, 1 Lippie $\frac{1}{2}$ } at ditto per Boll,	166	2	6 $\frac{1}{2}$
Straw,	504 Thraves at 5d. per Thrave	10	10	0
Capons,	794 $\frac{1}{2}$ at 10d. each,	31	4	4 $\frac{1}{2}$
Hens,	802 $\frac{1}{2}$ at 6 $\frac{3}{4}$ d. each,	22	5	8 $\frac{1}{2}$
	N. B.—There are 12 Salt Pans and 2 Coal Heughs or Pits on the Estate of <i>Wintoun</i> , the Yearly Value whereof cannot be certainly known, the Books not having been regularly kept for some time past, but is commonly reckoned to be about	1,000	0	0
	Total,	3,393	0	11 $\frac{5}{12}$

表3 旧バンミュア伯所領「地代」構成表 (1716)

		£	s.	d.
Money,	Rent payable in Money,	1,843	17	11 $\frac{1}{2}$
Wheat,	{ 243 Bolls, 1 Furlet, 2 Pecks $\frac{1}{2}$, at 6s. 11 $\frac{1}{2}$ d. } per Boll,	84	10	3 $\frac{3}{8}$
Barley,	{ 2013 Bolls, 1 Furlet, 2 Pecks $\frac{1}{2}$ at ditto per } Boll,	699	1	10
Oatmeal,	{ 2203 Bolls, 2 Furlets, 3 Pecks $\frac{1}{3}$ at ditto } per Boll,	765	3	7 $\frac{7}{8}$
Oats or Pease,	110 Bolls, 1 Furlet, 3 Pecks at ditto per Boll,	38	6	11 $\frac{1}{4}$
Geese,	8 at 1s. each,	0	8	0
Capons,	458 at 6d. each,	11	9	0
Chickens,	456 at 1 $\frac{1}{2}$ d. each,	2	17	0
Hens,	312 $\frac{1}{2}$ at 3d. each,	3	18	1 $\frac{1}{2}$
Ells Linen,	60 $\frac{1}{2}$ at 6 $\frac{3}{4}$ d. per Eii,	1	13	7 $\frac{1}{8}$
Wethers,	14 at 3s. 4d. per Wether.	2	6	8
Butter,	7 lb. at 3d. per lb.,	0	1	9
	Total,	3,456	11	10 $\frac{7}{24}$

その後、スコットランドの王室弁護人 King's Solicitor に於てなる、
 という経歴を持ち、委員会の御意見審の役割を果した。A. H. Mill-
 lar ed., *A Selection of Scottish Forfeited Estates Papers*
 1745. Edinburgh, 1909. Introduction, p. xiv.

(14) その調査によって明らかにされた、当時の「地代」構成は、そ
 れ自体、経済史研究の貴重な史料となりうる。本稿ではそのすべて
 を検討しえないので、典型と思われる事例を掲げるにとどめる。

この両者は、いずれも比較的大規模の所領であるが、表2にみら
 れるように、製塩所を経営している例もあった。また、表3では、
 リネン布約六〇エル(約七五ヤード)が「地代」として掲げられてい
 ることに注目すべきである。このように布が掲げられている例は、
 調査報告の対象三八所領のうち、三例。系についても二例報告され
 ている。貨幣換算されてはいるとはいえ、「運搬扶役」も二例報
 告されている。Millar ed. *op. cit.*, pp. xvi-xxxii.

(15) *Ibid.*, pp. xxxi-ii.

(16) *Ibid.*, p. xxxiii.

(17) *Ibid.*, pp. xxxiv-v.

(18) *Ibid.*, 上の合本企業の概略については W. R. Scott, *op. cit.*,
 vol. 3, pp. 418-434. に於てした *summary* を参照。

(19) *Ibid.*, p. 421. 上の金額には、会社が当時抱えていた負債一八
 四五ポンドの返済分が含まれている。ちなみに一六九一年段階での
 この資本金は四八〇〇ポンド(四八株)であった。

(20) *Ibid.*, p. 423. 株式募集は、反商組合同議所 Mercers' Hall
 で行われた。募集規定には、引き受けの優先的割りあてが「マイ
 ン・ロイヤル・ミネラル・アンド・パツタリー・ワークス会社」に対

して行なわれる旨が述べられている。この歴史的特権会社は、同じ
 ビリントンスレイによって、海上保険会社として再編され、後に「ロ
 イヤル・ユクスチェンジ保険会社」として法人化される。このよう
 な旧特権会社が没収所領等を購入して、保険・年金会社などに変
 質してゆく過程は、同時期の「スウォード・ブレイド会社」The
 Sword Blade Company にもみられる。この会社は、名譽革命期
 アイルランドの叛乱に際して没収された土地に対し、「ヨーク・ビ
 ルディング会社」と同様の企画を行っていたのである。それにつ
 いては Scott, *Ibid.*, pp. 435-442. を参照せよ。

(21) 18 Geo. II. c. 37. 上の経過が述べられている。

(22) *Ibid.*

(23) Scott, *op. cit.*, vol. 3, p. 425.

(24) Millar, *op. cit.*, p. xxxv. など。18 Geo. II. c. 37. によれば、
 このノーザムバーランド所領購入代金はその後も徐々に払い込ま
 れ、最終的には、残額五二七ポンド一四シリング二ペンス(総額
 の八%)が免除された(一七四五年)。しかし、その時点では、す
 でに会社は多くの負債をかかえ、この購入所領も抵当に入っていた
 ことがあつた。

(25) Millar, *op. cit.*, pp. xxxv-vii.

(26) 13 Geo. I. c. 28.

(27) この委員会の、一七二六年から一七二五年に至るまでの活動に
 ついていえば、没収所領の売却によって財務裁判所に納入された金
 額は、四一万一〇八二ポンドではあったが、債務返済に、三二万七
 〇三九ポンド、委員会の活動費自体に八万二九三六ポンドが支出さ
 れており、最終的に国庫に残されたのは、わずか、一一〇七ポンド

「すなわち」の *Millar, op. cit., p. xxxviii.*

三 一七四五年叛乱の没収所領処置

「四五年」の叛乱に接し、議会はまず体制護持を決議し、時限立法として、反逆の疑いのある人物を予防拘禁する法を成立させる (19 Geo. II. c. 1)。続いて、軍隊の徵募と軍費徵達のための土地への課税ならびにモルト税の徵集が定められる。九月には、エディンバラがジャコバイト軍に占領されたため、高等民事裁判所の機能停止が指示される (19 Geo. II. c. 7)。続いて、叛乱の補償の裁判を迅速に行なうための法 (19 Geo. II. c. 9) が成立する。この法は、陪審員の選定規程を拡大し、⁽²⁹⁾ 反逆罰で収監されている人間の裁判を急がせるものであった。⁽³⁰⁾

一七四六年四月一六日、カロデンの戦鬪が叛乱の鎮圧をほぼ決定的にすると、同月二五日には、叛乱関係者の嫌疑をもつ者に対する出頭命令法案が議会で提出され、五月中に両院を通過、六月四日に成立する (19 Geo. II. c. 25)。同時に、ケリー伯アレクサンダーをはじめとする、四三名に対し、一七四六年七月一二日までに治安判事の所へ出頭するように定めた法 (19 Geo. II. c. 62) が成立する。彼らは、出頭しない場合には大逆罪とみなされた。

「四五年」の平定政策は、まず、以前にもまして徹底的な武装解除策から始まる。武装解除法は、レヴン湖以北のダンパー・トンシャー、フォース河以北のスターリング、およびパース、

議会制定法にみるジャコバイト所領接收政策

キンカーディン、アバディーン、インヴァネス、ネアン、クロマーティ、アーガイル、フォーフア、バムフ、サザランド、ケイスネス、エルギン、ロス、の各州を対象に、一七一六年と一七二五年に定められていた。しかし、当該法の有効期限は切れ⁽³¹⁾ ていた。

「上記の諸地域および諸州内において、多数の人々が、なおも大量の武器を保持し続けており、しかも、そのような人々が先頃、カトリック教徒の王位僭称者について、陛下に対して大胆にも邪悪な叛乱を起し、……この王国の南部〔イングランド〕へ侵攻して数都市を占領、その地方に軍税を課すなど数々の無法をなし、陛下の忠実な臣民に恐怖と多大の損害を与えた」 (19 Geo. II. c. 39) ため、将来このような叛乱を防止すべく、いっそう効果的な措置が講ぜられたのである。

この「スコットランドの高地地方を効果的に武装解除する法」(一七四六年)は、州長官 Lord Lieutenant らに、武器供出命令権、搜索権などを与え、軍の出動や武力による殺傷の権限も認めている。スコットランドの民族楽器であるバグパイプ (風笛) も兵器 warlike weapon とみなされ、一七四七年八月一日以降には、民族衣裳たるキルト、ブレイド (肩かけ) 等のいわゆる「ハイランド・ドレス」の着用すら、六カ月の禁固刑 (再犯は七カ年の国外追放) をもって禁止されることになる。公立・私立の学校教師・チャプレン・家庭教師は、すべて

國王への忠誠を宣誓し、登録する義務を負わされることになった。³²⁾

続いて、一七四七年、権能剝奪者の所領没収が定められる。その法は、

「所定の叛逆者の所領を國王に帰属せしめ、効果的に当該所領を査定してそこから得られる収入を陛下の御用に供するとともに、当該所領に対する正当な債務返済請求を保証し皆済するための法」(20 Geo. II, c. 41)

という名称を与えられていた。先の叛乱後の処置の経験をふまえて、この法は、前よりもいっそう周到に配慮された条項から成っている。没収所領の管財権も、当分の間、スコットランドの財務裁判所に委ねられることになっている。そこからの収益はすべて、スコットランドの王領地歳入徴収長官 Receiver-General³³⁾の元に納められ、彼が、それをウェストミンスター³⁴⁾の財務府に納めることとされた。スコットランド財務裁判所は、こうした業務遂行のために、宣誓した執行官を各没収所領に派遣して所領の収支状況を把握し、債務支払請求に答えることとされる。さらに、没収所領からの収入を確実にするために、当該裁判所は、それらを実際に管理する管財人を任命する権限も与えられた。債務支払請求に対しても、前回の没収で得られた教訓が生かさされ、詳細な法手続きがあらかじめ規定されている。

この法で特徴的なことは、没収所領の売却に関する条項(第二〇・二一条)であろう。これらの所領に対する一年以内の確

定債務支払請求が、当該所領の売却によってのみ完済可能だと判断されたばあいは、売却が認められたが、それ以外の場合には、売却せずに債務を皆済することが定められたのである。「一五年」叛乱の際の没収所領が、基本的には売却によって処理されるべきものであったことと好対照をみせている。これによって、五年後の、いわゆる「接收法」Annexing Act に対する法的前提条件が据えられるのである。

「没収法」が成立すると相前後して、同じ一七四七年には、周知のスコットランドの「世襲裁判権廃止法」(20 Geo. II, c. 43)および、「後見土地保有廃止法」(20 Geo. II, c. 50)の二法が成立している。いずれも、六月一七日付で國王の承認がなされたものである。とりわけて前者は、これまで、ジャコバイト勢力の解体、およびスコットランド高地地方の氏族制度の解体に、³⁵⁾決定的な影響があったとして、しばしば強調されてきたものである。だが、これを注意深く検討するならば、廃止の対象たる世襲裁判権の所有者には体制側についていた貴族・族长等が含まれている。むしろ、「一五年」の叛乱に加担した人々のそれは、すでに没収されていたわけであるから、ハノーヴィアンの所有する世襲裁判権の方が多かったともいえるのである。この法は、前文に五つの目的を掲げている。すなわち、

「……スコットランドの多種・広範囲の世襲裁判権から生じてきた、そして生じうる不都合を改善するため、ならびに、それ「世襲裁判権」の所有者に賠償を行なうため、ならび

に、國制により元來國王に歸屬する司法權を回復するため、ならびに、スコットランドのすべての臣民に國王の法と正義の裁判とによる感化・利益・保護を及ぼすため、ならびに、合邦を一層完全なものとするため、以下定める。……」(傍点筆者)

ここに、英國議會が、スコットランドの世襲裁判權をどのように理解していたのが、端的に示されているといえよう。なお、ここに示される「世襲裁判所有者への賠償」では、同法實施日の直前に、裁判權がどの程度の利得を所有者にもたらすものであるかが調査報告されている。それによると、六九名の人物が請求した総額は、なんと、約一五万ポンドにも及んでいる。スコットランド司法制度の「アングロナイズ」過程は、こうして、旧制度のいわば「有償廢棄」により遂行されたのである。⁽³⁵⁾

だが、「四五年」の平定政策の基本的な考え方が、最も明瞭に表われているのは、いわゆる「接收法」Annexing Act(一七五二年)である。

「スコットランドにおける所定の没收所領を接收し讓渡せぬこと、ならびに当該所領に対する正当な債権者への賠償を行なうこと、ならびに当該所領の經營方法を確立すること、ならびにそこらあがる地代・収益をスコットランド高地地方のより良い文明化と改良に充当し、そして、その地の無法状態を将来にわたって防止すること、を目的とする法」(25 Geo. II. c. 41)

議會制定法にみるジャコバイト所領接收政策

と名づけられたこの法は、すでにその題名のうちに政策主体の發想方法を表現している。接收所領の売却を、没收所領に対する債権者保護のための必要最小限の範囲にとどめ、接收所領の積極的な經營を通して社会的な影響力を行使しようとする意図は、明らかに前回の没收の教訓をふまえている。そして、「邪惡で不自然な叛亂」wicked and unnatural rebellion⁽³⁶⁾の原因は、ジャコバイト勢力の所領「經營」のあり方が旧態依然的・抑圧的なものである点に存在するとの認識が示されている。さればこそ、「所領改良」を、將來の起りうる叛亂を未然に防止するための施策として位置付けることになっているのである。

この「接收法」は、一四の没收所領の売却さし止めを唱った前文を含め、三四条からなる。第二条から第六条までは債務賠償に関する規定である。高等民事裁判所が確定する没收所領の査定額と債務支払い請求額とが比較され、当該所領から最終的に財務府に納入される純益の二〇年分を上限として、債務支払いが行なわれる(第六条)。第九条から第十二条までは、ロッチヒール Lochiel のドナルド・キャメロンをはじめとする九名の没收所領に対して請求された上級所有權に関するもので、彼らの接收所領買戻しについては認めるが、王領地への接收自体は有効と規定している。

この法の核心ともいふべきは、第一四条以下である。「……接收所領および土地の純地代収入・生産物は、以下の手続きにより……、当該所領およびスコットランドの他の高

地地方・島嶼の住民を文明化 *civilize* し、彼らのなかに、プロテスタントの信仰、健全な統治、勤勉さと諸製造業 *industry and manufactures* ならびに陛下とその後継者に對する義務と忠誠心、等を促進させることを目的として充當される。そして、それ以外のいかなる目的・使用にも充當されない。(第一四条)

この目的を遂行するために、再び、接收所領管理委員が任命される(第一五条)。だが、今回の委員は、無報酬であること(前回⁽¹⁾は年額一〇〇〇ポンドの俸給⁽²⁾)が定められたのである(第一六条)。委員は、当該所領、またはその一部を、二一年を最長とする借地に出す権限を付与される。だが、そればかりではない。借地人が、その地に改良を加えるという条件——地代五年分相当以内の改良・建築を、借地契約時から七年以内に行うこと——があれば、借地期間は最大限四一年まで拡大されたのである(第一七条)。借地人がこれを又貸ししたり——当時の高地地方で一般的だったタクスマン *tacksmen* 制度はこれにあたる——実効的な保有が行なわれなかったりした場合などは、契約は無効とされた。また、その借地の地代は、鉾山ないし漁業権を除き、最大限二〇ポンド以下と定められていた(第一七・一八・一九条)。これらの条項は、健全な農業経営を行なうと想定された諸条件を、あらかじめ規定しようとするものだった、といえるであろう。これらの借地からの地代收集については、財務府の承認を受けた代理人を派遣し得たが、彼ら

は、借地人達から物品、金銭を受けとることを嚴重に(罰金五〇ポンド)禁止されていた(第二一・二二・二三条)。ここでも、前回の没収での教訓がふまえられている。委員会は、事務官を任命し、当該所領の改良計画の進行状況を調査させ、これを記録したうえで、議會に對し毎年報告を行うことも規定されている(第二四条)。第二五条から第二七条までは教会・教区創設、第二八条から第三一条までは学校(英語教育と職業訓練)について、第三二条は辺地における監獄の建設について、それぞれ定めている。以上のような事業のために、財務府は、当該所領からの収入を独自に確保し、他の目的には流用しないこと、委員会の活動財源に充當すること、が要請された(第三三・三四条)。

このように制定された接收所領の経営は、今や、新たな人員によって構成される委員会の手任せられることになった。委員の任命は、この法の施行からやや遅れた一七五五年三月に行なわれ、第一回会合は議會内において六月二三日に開催される。当初、委員は二八名であったが、一七六一年七月には三五名に増員される。とはいえ、彼らのすべてが委員会に常時出席していたわけではなかった。とりわけ熱心に活躍したのは、ケイムズ卿をはじめとする二名の委員であった。彼らの多くは、当時の著名な改良家地主 *improver* であり、貴族、法律家、政治家、軍人などであった。彼らはまた、一八世紀スコットランドの所領改良運動の先駆であった人々やキリスト教知識

普及協会、さらには農業改良家協会等と密接なかかわりをもっている。そして、そのような背景のもとで、彼ら自身が自らの所領において行なっていた所領改良計画が、高地地方にある接収所領経営に導入されるのである。

我々はここで、「四五年」後の没収所領の処理が——「一五年」のそのの教訓をふまえているにしても——二つの局面からなっていたことに注意しておきたい。ジャコバイト勢力の平定政策、自体は、総体としてみれば、反体制勢力の武装解除と権能および所領の剝奪、ならびに没収所領に対する債権者の救済、という基本骨格を有していたことで一貫していた。だが、四七年段階の所領没収政策ではまだ表面に現われていなかった所領接収・改良政策は、没収所領の処理の仕方という点からみれば、まったく新規の考え方というべきなのである。「一五年」の処理は、最初、委員会へ付託されたものの、結局、権限は財務裁判所に移管された。「四五年」の処理は、この経験によつてはじめから財務府および高等民事裁判所の手に委ねられていた。執行手続上の立法措置も当初から慎重に配慮されていたのである。にもかかわらず、接収所領は再び委員会付託方式に復帰することになったわけである。なぜか。財務裁判所判事による没収所領経営が、さっぱり実効をあげなかったからである。このことは、当初の目的であった債務支払の見通しに影をおとすことを意味した。そこに、改良計画が導入されたのである。先にも触れたように、この改良計画は次のような考え方に基礎

議会制定法にみるジャコバイト所領接収政策

を置いていた。すなわち、ジャコバイト勢力が支配的である地域全体の社会経済的状态を改善することで、不平不満の根本原因を取り除くことが、ジャコバイトの脅威を除去する最も確実な方法なのだ、という考え方である。時の大法官 Lord Chancellor ハードウィック Hartwicke も、この考えの熱心な主唱者であった。スコットランド高地地方の接収所領こそ、この理論「社会認識の实地検証の場だったのである。」⁽⁴⁰⁾

委員会の精力的活動は多岐にわたる。農業技術改良の指導、リネン・毛織物・編み物の製造および製造技術教育、道路・橋・埠頭の建設、植林事業、新定住地・計画村落の建設、鉱業や漁業の振興、等々。これらの事業は、必ずしもそのすべてが成功したわけではない。しかし、委員会のそうした活動は、当時のスコットランドの社会経済的發展に少なからぬ貢献をなしたといえるのである。

(28) 19 Geo. II. c. 2, c. 3, c. 4.

(29) 機能停止期間は、一七四五年一月一日から一七四六年六月一日まで。

(30) 陪審員資格者は、年額四〇シリングの土地または享有物の所有者、もしくは当該州の納税台帳に年額三〇シリング以上納めたと記載されている者、にまで拡大された。

(31) これは七年間の時限立法であった。

(32) ただ、実際には、スコットランド高地地方の氏族制 Clan System の実質的内容はすでに一七世紀ごろからゆるり弛緩はじめて

いたと考えてよい。前掲拙稿を参照。

(33) 前注(10)を見よ。

(34) 一七四八年四月一八日、議会で報告された記録によれば、ハミルトン公爵、三〇〇〇ポンド、バックルー公爵とその息子ダルクリース伯、三四〇〇ポンドなど、最高七八〇〇ポンド(エグリントン伯)から最低二五ポンド九シリング一〇ペンス(ゴードン女公)まで及んでいる。また、そうした世襲裁判所の事務官職についている一〇名も、最高五〇〇ポンドから最低六六ポンド一三シリング四ペンスにわたる総額約一九二〇ポンドを請求している。 *Journals of House of Commons*, vol. 25. pp. 627-31.

(35) なお、この法案が議会で審議されていた一七四七年四月三日、「英蘇合邦条約」(一七〇七年)で保証されたスコットランドの司法権の独立が侵されるとして、一七の自治都市、四人の世襲裁判権所有者から請願書が提出されている。この「世襲裁判権廃止法」は、自治都市の裁判権は廃止してつぎ(第二四条)。

(36) この表現は 19 Geo. II. c. 1. c. 25. などと使われている。

(37) この法案の審議過程で、一七五一年三月二日、議会は財務裁判所による没取所領の地代・動産価値および負債額の査定報告を受けている。この報告によれば、全没取所領の地代総額、一万六二八五ポンド一七シリング七ペンス(年額)、動産価値総額、一万九三四五ポンド一四シリング四ペンス。負債総額二万七二七二ポンド四シリング八ペンスであった。これを調査し、管理する代理人に対し、さらに九一〇ポンド(年額)の俸給が支払われている。 *Journals of the House of Commons*, vol. 26. pp. 467-468.

(38) このドナルド・キヤメロンの世襲裁判権については、アダム・スミス

スは『国富論』第三篇第四章で解説している。スミスによれば、彼は単にアーガイル公の一家臣にすぎないのに、なんの法的根拠もなくに自身の支配下の人々に対する刑事裁判権を行使していた、という。地代収入年五〇〇ポンドに満たぬ彼は、「四五年」に八百人を率いたとの指摘もしている。スミスは、この種の世襲裁判権が、決して封建的な起源を持つものではなく、むしろそれ以前から存在していた自由土地保有の権利であると述べている。A. スミス『国富論』(大河内一男監訳、中公文庫)Ⅱ、五六―五七頁。

(39) 当時、高地地方では、一般民衆はゲール語を話していた。高地地方の「文明化」のために英語教育が絶対必要であるという信念は、それから半世紀後、サザランド女伯領の管財人となって「所領改良・清掃」を弁護したジェイムス・ロッチにも受けつがれている。James Loch, *An Account of the Improvements on the Estates of Marquess of Stafford, & c. and on the Estate of Sutherland*, London, 1820. pp. 57-59.

(40) 一八世紀スコットランドの歴史・啓蒙思想のなかで教養を積んだ彼らが、古代ローマの屯田兵村をスコットランドの高地に再現しようとして、旧反乱兵士を入植させる計画村落を作った事実すらあった。試みは、もちろん悲惨な結果に終わった。T. C. Smout, *The Landowner and the Planned Village*, in N. T. Phillipson and R. Mitchison eds., *Scotland in the Age of Improvement*, Edinburgh, 1970. pp. 90-91.

(41) これらの事業は、スコットランド製造業等振興委員会と連繋をとりながら進められた。 *Report on the Annuised Estates, 1755-69*, V. Will, ed., (Scottish Record Office) Edinburgh, 1973. p. xv.

四 おわりに

一八世紀前半の歴史的大事件であったジャコバイト叛乱の鎮圧は、続く平定政策とともに、ようやく、世紀後半の英国に政治的安定をもたらす。この平定政策の重要な柱のひとつであったジャコバイト所領没収政策は、「四五年」の大叛乱の後に、所領没収・改良政策として遂行された。この政策を、理念的・実践的に押し進めたのは、開明的改良地主・貴族層から成る「接收所領管理委員会」であった。彼らは、一七五二年の「接收所領改良法」(25 Geo. II. c. 41)に基づき、精力的な活動を行なった。彼らは、当時スコットランド低地地方に展開していた「改良運動」Improve movement に自ら関与しており、同時に、この経験を高地地方に導入しようとしたのである。

彼らは、そのように行動することによって、ジャコバイト勢力の社会的経済的基盤を一掃し、将来的に、そのような「不自然な叛乱」が再発することを妨げ得ると考えていた。⁽⁴²⁾ 叛乱に引き込まれた兵士達は、旧体制の犠牲者と考えられた。正しい信仰(プロテスタントイイズム)と有用な教育(英語と職業技術)とが彼らを救うはずであった。

約三〇年にわたる接收所領経営によって、所定の目的を達したと判断した政府は、一七八四年、「接收解除法」を定め、それまで委員会が管理していた所領を、元の持主・後継者に返還

議会制定法にみるジャコバイト所領接收政策

することを決めた。

「故国王ジョージ二世陛下治世第二五年に成立した法〔接收法〕により、管財委員会の管理下におかれていたスコットランドの没収所領を、所定の期日・条件で以前の所有者の相続人に下賜する法……」(24 Geo. III. c. 57)

は、今やスコットランド高地地方の住民達が、誰よりも国王に忠誠心あつく、英国の対外戦争においても最もきわだった働きをみせたことなど、国王の最愛の臣下たることが確認されたので、没収所領を返還する、というものである。その条件は、当該所領がかつて負っていた債務——接收されている間に、委員会・財務府によって肩がわり弁済された——を賠償すること、であった。これにより、クロマーティ伯(一万九〇一〇ポンド一〇シリング七ペンス)をはじめ一一名の所領が、総額約九万ポンドの債務支払いで返還されることになった。⁽⁴³⁾ これによって得られた資金は、同法に基づき、一万五〇〇〇ポンドをエディンバラ公文書館の完成のために、五万ポンドをフォース・クライド運河のために充当することが定められた。この時期まで、委員会によって、次のような公共投資も行なわれている。「キリスト教知識普及協会」へ二〇〇〇ポンド、スコットランドの「ハイランド協会」へ三〇〇〇ポンド、インヴァネス刑務所建設に一〇〇〇ポンド、コバン・パース橋建設に一〇〇〇ポンド。⁽⁴⁵⁾ そして、フォース・クライド運河会社からの返済金は、クリナン運河およびリース港湾拡張工事に再投資された。⁽⁴⁶⁾ 委員会の手

議會制定法にみるジャコバイト所領接收政策

持資金のこうした投資活動によって、スコットランドの社会基盤整備は大いに助長されることになった。

かくして、ジャコバイト所領の没収・接收政策は、単に政治的安定をもたらしたばかりでなく、スコットランド経済発展に對しても、一定の有効な貢献をなしたのである。

(42) このような社会認識の方法は、いわゆる「スコットランド歴史学派」に共通する点として、注目すべきであろう。

(43) このことは、英国陸軍にとつて、高地地方の氏族連隊が重要な位置を占めつつあったことを示している。

(44) Millar ed., *op. cit.* p. xiii. 接收所領の一部は、それ以前に返還された。例えば、旧ロヴァット卿所領は、後継者サイモン・フレイヤーズン、一七七四年に 14 Geo. III. c. 22 によつて、二万九八三ポンド・メンスを弁済するという条件で返還された。

(45) *ibid.*

(46) *ibid.*

(一九八二・一〇・一五)